

## 平成 26 年度 第 1 回指導医制度委員会議事録

日時：平成 25 年 12 月 3 日 17:00 - 19:00

場所：マイナビルーム 2F-X (東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 2F)

出席者：橋本友幸、笠井裕一、伊東学、尾形直則、佐藤公昭、竹林庸雄、中村博亮、波呂浩孝

出席者全員にて、平成 25 年度新規申請者 94 名、継続申請者 71 名の審査会が行われた。

その結果、新規申請者の 3 名において、症例 300 例あるいは業績 5 編の点で問題がみられ、再提出を求めることになった。なお、この 3 名の再提出後の再審査は、笠井委員長に一任することになった。審査会に引き続いて、委員会が開催された。

### 【報告事項】

1. 今年度は、新規申請者の締め切りを 9 月末に変更したことによって、審査過程に余裕が生まれたので、来年度もその締切日を 9 月末としたい。
2. 今年度に、「新規申請者は評価していただく評議員 3 名に直接連絡する」ようにした結果、評価 C が非常に減ったため、来年度もこの方式を進めたい。
3. 次回の継続申請者は 600 人以上になることが予測されるので、来年度は、本審議会を午前 11 時から開始したい。新規申請者には、「医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位」の単位が必要となることを周知させる。なお、継続申請予定者には、徹底した予告を行う。

### 【審議事項】

1. 「安全医療～」(特に指導医イブニングセミナー)の受講証明書について  
この受講証明書は、受講者の名前が書かれていないので、代返が可能となってしまうが、何か対策はないかという問題提起に対し、「受講後に証明書を渡す際に、一人ずつ整然と渡すようにするのが現実的ではないか」という意見で一致した。そして、その具体的な渡し方について、次回の学会長である山口大学の田口教授と相談することになった。
2. 学術集会参加証の代わりとして用いる際の「医療安全対策・感染防止対策・倫理等に関する研修単位」の受講証明書について  
新規申請要項には「受講証明書のコピー可」と書かれており、継続申請要項にはコピー可とは明記されていないが、これは審議事項 1 で議論されたように代返が可能になってしまうため、いずれも「原本のみ可」に変更する。
3. 「一般会員(日整会等の専門医未取得)」として、登録されている新規指導医申請者を「専門会員」に変更する手続きについて  
各会員に変更してもらうことは現実的に不可能であるため、事務局で該当者をピックアップし、申請書にある日整会の脊椎脊髄病医認定証から番号をデータ化し、会員登録の変更を御願います。ただし、その際に、事務局担当者に一件いくらかの手数料(200 円)を払っても良いか?、という問題を提起した。この問いに対して、「指導医受験者が一般会員であっても全く問題なく、特に会員データをいじる必要はない」、「指導医受験の時点で脊髄病医の認定証が出ているのだから、事務局にて一括して認定番号を登録しつつ、一般会員を専門会員へ変えたほうが良い」、などの意見が出された。とりあえず、広報委員会の理事である小森先生に相談することとし、その結果も踏まえた上で、当委員会としての提案を理事会に提出することになった。
4. 病気や留学によって指導医を延長している際の指導医資格について  
延長しているのは、「指導医資格の延長ではなく、資格の更新期限だけ」、であるので、延長期間における指導医資格は失効している。よって、指導医の延長者は本学会ホームページの指導医リストから名前を消すべきであることで一致した。